

公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者にその希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の運営及び事業（市長が認めたものに限る。以下同じ。）に要する経費を補助することにより、高齢者の能力の積極的な活用や社会参加を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費（事業収入、会費収入等の特定財源を除く。）に10分10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書並びに補助金配分計画書を添付し、毎年4月3日までに行わなければならない。

(交付時期)

第5条 本補助金は、シルバー人材センターの運営及び事業が円滑に行われるよう、補助金配分計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第6条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。